

資料① 映画「流血の記録・砂川」解説・物語

【『流血の記録 砂川』映画完成当時のチラシより】

【リード】

**負傷1065人！
日本人が日本人の血を流した胸えぐる悲劇の真相！
全身をふるわす驚きと怒りから歓喜の声ゆるがすまで**

【解説】

昭和30年9月と11月の砂川基地闘争を描いた記録映画『砂川の人々』と『麦死なず』、また原爆被害者10年の苦しみを訴えた『生きていてよかった』と同じく日本ドキュメントフィルム社製作。亀井文夫編集作品。

昭和31年10月、砂川の土地を守る第2年目の戦いは、警官隊の出動によって負傷者1065人を出すという流血の悲劇を産み、日本中を驚きと怒りに投げ込んだが、この歴史的瞬間を余すところなくカメラに収めたのがこの長編記録である。

今回の製作には、とくに総評をはじめ6団体が集まって組織した「砂川記録映画製作委員会」が企画に当たり、現地撮影、全国公開などに強力な応援を行った。

撮影スタッフ全員は10月4日から砂川町の農家、青木波吉さん方に泊まり込み、その間、応援の労働組合員や学生たちと生活を共にし地元の人たちと悲しみも喜びも分け合った。

15日まで五人のカメラマンは間断なくカメラを廻しつづけ、12日、13日の激突の当日は亀井監督自らカメラを握ってかけめぐった。11月に入ってからは戦いやんで静かな砂川の口々を行ったが撮影されたフィルムは3時間半の分量、録音テープは10時間分となった。

さらに沖縄のプライス勧告反対闘争等の貴重な未公開フィルムを手に入れ、編集に1ヶ月を費やし、画期的な歴史的記録映画として11月末に完成した。

音楽は『生きていてよかった』と同じく長沢勝俊、解説はJOKRのラジオスタア寺島信子が当たった。

この映画は見終わった後に「こんな事件だったのか」と日本人が日本人の血を流した悲劇の真相を知るだけにとどまらず、そこから日本人としての明日の幸福への行動がはじまるように、いつまでもここに深く残されるものでありたいと製作者は願った。

【物語】

大型輸送機が離陸するごうごうたる響きの中で、砂川の人々の胸にはいま今年の秋の苦しい戦いがよみがえってくる。米軍立川基地の飛行場を拡げるために日米地位協定による一片の命令で祖先からの土地を追われるようになった驚きと怒り。必死の抵抗も警官隊の出動で破られ、拡張予定地の第一次測量を許してしまった。それ以来「土地にクイは打たれても、心にクイは打たれない」を合い言葉として今年の強制測量に備えてきたのだ。

昭和31年10月、砂川町。

全国から応援に集まってくる数千の労働組合員や全学連の学生たち。

4日、調達庁は重野次長の命令一下、測量隊を米軍基地から第4ゲートに押し出してきた。この日は話し合いのすえ、あっさり引き上げたが、翌5日は力ずくで第一線に立った社会党議員団を押しまくった。結局は説得されて帰って行ったが、このような毎日が続く。

全国各地で同じように基地拡張に反対して闘っている人たちが続々と激励にやってくる。ことにプライス勧告反対の闘争の話が身にしみる。各地のお国自慢の歌や踊りに打ち興じるなごやかな日もある。突如鳴りひびく見張台の半鐘。防備のうすい場所に測量隊の奈襲だ。それも撃退されて新しいバリケードが作られる。

ついに10月12日、1300の警官隊出動。ピケ隊はもみにもんで、これを押し返し、ついに測量はさせなかったが、たくさん負傷者を出した。翌10月13日、鉄カブトとコン棒に身を固めた警官隊は、降りしきる細雨の中をスクラムに躍りかかる。



ろ警棒の突撃、乱打と鉄カブトの頭つき、髪をひきむしり殴りあげ蹴とばし突き倒し踏みじり、砂川の小さい街は地獄になり変わった。この地獄を産んだものこそ昭和26年9月8日、サンフランシスコで吉田首相が調印した日米安全保障条約であり、翌年2月、議会の承認を経ないで結ばれた附属行政協定だったのだ。

だが世論は警官隊の暴行と政府の無策無能に憤激し、14日夜、ついに今年度の測量中止を発表しなければならなくなった。砂川町は歓喜と興奮に沸き返った。

15日朝、阿豆佐味天神境内への勝利の国民総決起大会には、入院していた負傷者も駆けつけた。

退会の後でデモに移ったおばさんたちははじめ皆の明るい笑顔は秋の陽ざしに輝いていた。

「団結じいさん」と呼ばれ、去年まで五日市街道の「団結小屋」にがんばっていた72才の馬場さんは、今年は重い中風で、口も利けず寝こんでいたが、それでも見張台の半鐘が鳴ると体を起こそうとするほど闘志に燃えていた。

14日の夜、「おじいさん勝った、勝った」と聞かされ、うれし涙を流していたが、とうとう数日の後に亡くなった。

「団結じいさん」の遺体は、遺言によって飛行場が目と鼻の先の滑走路予定地の墓場に土葬された。

今年の砂川の戦いは、こうして地元人の勝利に終わった。しかし基地の拡張が中止になったのではない。ほんとうの戦いはこれからだ。平成に帰った砂川の農民は、踏み荒らされた畑に、麦まきを始めた。来年も再来年も、いつまでも麦はまきつづけられるだろう。

【スタッフ】

企画：砂川闘争記録映画製作委員会

製作：大野忠

撮影：武井大 植松永吉 城所敏夫 勅使河原宏 大野快 亀井文夫

音楽：長沢勝俊

録音：奥山重之助 大橋鉄矢 大野松雄

編集：亀井文夫 豊富靖 渡辺正己 岸富美子

解説：寺島信子

協力：千明茂雄 田村政市 山田秀徳 小山内治夫

映画編集者集団 朝日スタジオ

宣伝：榎下金吾 藤田幹男

1957年製作／56分／日本

劇場公開日：1957年1月29日

映画『流血の記録・砂川』の問合せ先

日本ドキュメントフィルム
〒153-0042 東京都目黒区3-18-10カーサ青葉台406
TEL&FAX:03-3463-0950 e-mail
■上映貸出料：20000円
■DVD販売価格：5000円



【民族の悲しみと希望と力を 亀井文夫】

記録映画「砂川」を作るに当たっては、まず良心に従って真実だけを記録することに心がけた。中野好夫氏が朝日新聞で、「ただ事実ありのままを、何の意見や見解もまじえずなくてよい、そのままに千人の知人に告げ知らせることを」のぞまれたとおり、数台の冷たいカメラの眼が捕らえたそのままに数百万人に告げ知らせること。そのために声の解説も見たとおりの描写とし、テープレコーダーが捕らえた原実音を豊富に使った。

従って歴史に残す正確な記録映画にしたかった。10月13日の砂川の悲劇は、後世になって振り返ると、日本の歴史の舞台がギョッと音を立って廻った重大な時間となるにちがいない。

もう一つ。私たちの世代が日本人の幸福を守るために、かくもたくさんの血を流したという貴重な証しとして、子孫に贈る記録映画を作りたかった。

しかし、そうした希望が果たして実現できたかどうかは観客の皆さんの批判に待つほかない。12日の警官隊出動の日から、私はじっとしていられなくなり、生まれて初めてカメラを廻しながら飛び歩いた。「大丈夫ですか」と危ぶまれ、もし写ってなかったらフィルムを買って返さねばと思ったりした。幸い相当に「いいところ」を撮影することができたと思うが、こう言う歴史的記録映画を私たちがなげなしの財布をはたいて作るのではいかにも心細く心残が多い。豊富な機材とスタッフを使い、半年くらいかかって丹念に編集できる余裕があればと思う。外国でやっているように本来は国家的な学術事業なのである。

再び中野好夫氏の文章から引用すると「いろいろな批評や論評をする人たちは、せめて一瞬でも現地を見てからにしてほしかった」と言われる。しかしすべての日本人が現地に行けなかった以上は、ことに政治家が現地に行けなかった以上は、せめてこの映画を見て、誰が正しく、誰が正しくないかを判断してほしい。現地に行った人たちも、あの物さすまじい興奮の中で肉体の、二つの眼でしか見なかった局所的な印象と照らし合わせてほしい。また警視庁がこの映画の出来上りを非常に気にしていると聞いたが、警視庁の幹部も冷静にこの映画から学ぶべきを学んでいただきたい。

私たちは今後も砂川を撮影しつづけ、民族との悲しみと希望と力を記録していくつもりである。

★二千の鉄カブトとコン棒は、確かにいちおう目的を果たしたであろう。だが、これは歴史にのこる恥多き勝利であり、そして堂々の敗北であった。(中野好夫氏・朝日新聞)

★砂川の泥に流された血の放つ叫びを、ぼくたちは断じて空しい叫びに終わらせてはならぬ。(木下順二氏・雑誌知性)

★あの鉄カブトをかぶった人たちとも、やがて手を握り逢う日が来るでしょう。、そのための犠牲はやむを得ません。流すべき血は流さねばなりません。この苦しみの後には、きっと私たちが求める平和がやってくるのです。(日蓮宗日本山妙法寺西本師・15日朝の現地大会)

砂川基地闘争は、アメリカ軍立川飛行場の拡張をめぐる、1955年以来、足かけ15年にわたり続いた大きな住民運動です。

朝鮮戦争休戦後の1955年、大型機の離着陸のために更に滑走路を延長することがアメリカ軍から要求されたのですが、砂川の農民たちはこれに反対し、強制収用のための土地測量にあらゆる方法で抵抗し、裁判所や東京都収用委員会でも論陣を張って一步も譲りませんでした。

そして1968年、アメリカ軍は拡張をあきらめ、国も収用認定を取り消し、15年間の闘いに終止符が打たれ、1977年、580万㎡の基地は日本に返還されたのです。

平和と生活のために国家を相手に市民が闘った砂川基地闘争は、いくつもの点で憲法との関わりで重要な意味を持っています。そしてそれらは今日も私たちの生命と生活に根本で大きくつながっていることを、まず、砂川基地闘争を描いたこの映画を見て考えたいと思います。

「伊達判決を生かす会」の島田清作さんの講演資料「砂川の闘いの今日的な意義」には、砂川闘争と憲法の関わりが示されています。

その第一は「国家と対決して住民の生活と地方自治を守る運動であった」こと。その第二は「自由と権利を自らの手で保持するという憲法第12条の実践であった」こと。その第三は「豊かな生活のための農地か、戦争のための軍事基地化の選択であり、非戦非武装の憲法か、日米安保条約かを選択であった」こと。第四に「砂川闘争は大衆的な実力闘争と法廷闘争の結合、あらゆる階層の人々の共同行動という面でも特筆すべきものである」ことです。

そして、地元の農民、労働者、学生が無法な測量とそれを擁護する警察権力の暴行に徹底して非暴力で抵抗したのと合わせて、法廷でも総評弁護団を中心とした数々の抵抗が繰り広げられました。

1957年7月8日、測量に抗議して基地内に立ち入った労働者、学生が日米安保条約に基づく刑事特別法違反で逮捕され、裁判になりました。その結果、1959年3月30日、米軍基地そのものの違憲を明確に判決とした「伊達判決」が出されました。ところが国は最高裁に跳躍上告、1959年12月16日「伊達判決」を破棄、有罪としました。その根拠は「統治行為論」で、政治的なものに対して、司法の役割を放棄するような行為でした。

憲法をなし崩しにするような、国家による横暴はさらに続けられます。1969年11月の米軍の横田基地移駐後、国は、市民の反対を押し切って、米軍基地のまま自衛隊に使わせる計画を強行します。

さらに2008年4月、アメリカ国立公文書館の公文書によって、最高裁への跳躍上告と伊達判決破棄に至る経緯が明らかにされます。伊達判決が出た当時、上告審の裁判長を務めていた田中耕太郎最高裁長官とダグラスマッカーサー2世駐日米国大使との間で、審理の進め方などについて話し合っていた、つまり最高裁長官が米国側と共謀していたとしたとする公文書が発見されます。これは三権分立を揺るがす憲法違反であるとともに裁判法違反であることは明らかです。

2014年6月不公正不公平な砂川裁判のやり直しを求めて、再審請求が行われましたが2018年最高裁によって棄却されました。

2019年、砂川裁判の被告3人は、「田中耕太郎裁判長（当時）により、憲法37条1項が刑事被告人に保障している『公正な裁判所』の裁判を受ける権利を侵害された」として、国を被告として「国家賠償請求訴訟」を起こしました。その訴訟は、13回の口頭弁論を経て来年2024年1月15日判決言い渡しの予定になっています。

砂川事件と砂川裁判を知ることを通して、戦後権力がどのように憲法をねじ曲げて日米安保体制を守り、軍備を拡張してきたかがわかります。私たちは、この映画を見ることをきっかけとして、日米安保の推進のために戦後日本の政治がどのように進められてきたか、それによって憲法がどう歪められてきたか、またそれに対して、市民がどのように闘ってきたか、知り、学び、考えていきたいと思います。(花崎)

砂川闘争の記録

写真は砂川を記録する会写真集より



- 1922年 東京府北多摩郡立川村と砂川村にまたがって飛行場が建設され、岐阜県各務ヶ原から陸軍航空第5大隊移転。(後に陸軍飛行第5連隊と改称)
- 1933年 このときまで軍と民間が共用していたが、羽田空港が新設され民間航空が移転し立川飛行場は軍専用となる。(1931年)
- 1941年 太平洋戦争始まる。
- 1945年 日本敗戦。アメリカ軍が立川に進駐。
- 1946年 アメリカ軍は農地を奪い基地を拡張。
- 1950年 朝鮮戦争始まる。(53年に休戦協定) 警察予備隊(後の自衛隊)発足。
- 1952年 対日講和条約、日米安保条約発効。沖縄全土と奄美群島は米軍の占領が継続。
- 1954年 アメリカが太平洋ピキニ環礁で水爆実験。防衛庁設置。

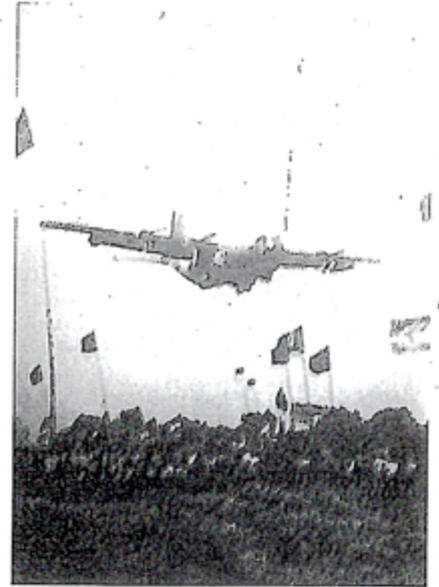
- 1955年 5月4日 政府が砂川町に基地拡張通告。
- 5月8日 砂川町基地拡張反対同盟結成、砂川闘争始まる。
- 5月12日 砂川町議会、基地拡張反対を決議、町ぐるみの反対運動へ。
- 9月~11月 政府 暴力的測量を強行。農民は「土地に杭は打たれても心に杭は打たれない」と団結して抵抗。
- 1956年 4月27日 占領下に奪われた土地の明け渡し請求を提訴。
- 10月12~13日 暴力的測量(流血の砂川闘争)
- 14日 政府 測量中止を声明
- 1957年 7月8日 明け渡し請求をした基地内土地の測量(強制使用のため)抗議のため労働者・学生のデモ隊が基地に立ち入り。
- 9月22日 23人の労働者・学生を逮捕、内7人を日米安保条約に基づく刑事特別法違反で起訴。
- 1959年 3月30日 東京地方裁判所伊達秋雄裁判長は「駐留米軍は憲法違反、基地立入りは無罪」と判決(伊達判決)。
- 12月16日 跳躍上告を受けた最高裁(田中耕太郎長官)は伊達判決を破棄し地裁へ差し戻し(後に全員有罪が確定)
- 1960年 1月19日 日米安保条約改訂調印、地位協定締結。



- 1962年 11月1日 防衛施設庁設置。
- 12月5日 基地拡張反対を貫いた砂川町宮崎伝左衛門町長逝去。
- 1963年 5月1日 砂川町は立川市と合併、町ぐるみの反対運動崩れる。
- 1964年 4月27日 東京都収用委員会、反対する農家の土地を強制収用するための公開審理を開始。(以後3年間で13回の審理開催)
- 1965年 5月18日 反対同盟と三多摩労協が「基地拡張反対、収用委員会の審理粉碎、ベトナム侵略戦争反対決起集会」を拡張予定地内で開催。
- 1966年 9月12日 米軍輸送機が滑走路をオーバーランして五日市街道沿いの農家近くで爆発炎上。
- 10月 防衛施設庁は地元農家に国有地での耕作禁止とフェンスで囲い込みを通告、買収工作が激化。

資料④ 砂川闘争の記録（2）

- 1967年2月26日 三多摩反戦青年委員会が拡張予定地内で青年学生決起集会を開催。
- 4月15日 東京都知事に基地撤去を主張する美濃部亮吉氏が当選。
- 5月28日 反対同盟と三多摩労協、安保破棄中央実行委員会、反戦青年委員会と全学連が三つに分かれて反基地集会を砂川で開催。
- 1968年12月19日 米空軍司令官が立川基地の拡張を中止すると発表。この頃、「米侵略機をベトナムに送るな！」と書かれた看板や赤旗が滑走路前に林立。
- 1969年2月2日 沖縄の「B52撤去要求2・4ゼネスト」に呼応して米軍機の飛行に抗議する行動拡大。
- 4月18日 政府は収用認定取り消しを閣議決定。
- 6月1日 反対同盟は砂川闘争勝利報告集会を拡張予定地内で開催。
- 12月1日 米軍は飛行活動を停止し、部隊を横田基地へ移駐。

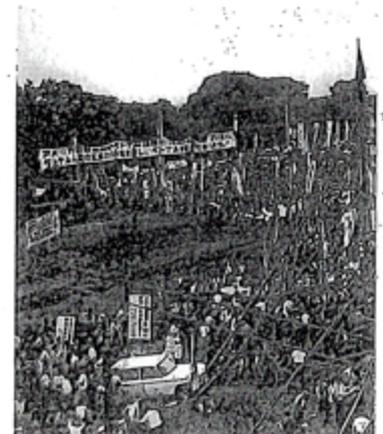


- 1971年6月25日 日米合同委員会は立川基地の一部を自衛隊に使用させることを決定。
- 10月13日 立川市議会は立川基地への自衛隊移駐に反対する意見書を採択。
- 1972年3月7日 米軍管理の立川基地へ陸上自衛隊東部方面航空隊が強行移駐。
- 5月15日 沖縄が日本に返還され、沖縄にも自衛隊が配備される。立川・沖縄への自衛隊配備に反対する反戦自衛官が出現。
- 1976年1月31日 立川市は「立川基地跡地利用計画市案」を議決し米軍・自衛隊の基地を一切無くした街づくりの方針を決定。
- 7月31日 明け渡し請求訴訟をしていた滑走路内の土地が返還され、自衛隊は滑走路が使用不可能になる。



- 1977年11月30日 立川基地全面返還。
- 1978年10月23日 政府は「立川飛行場返還国有地の処理の大綱」を提示。基地の跡地利用は軍事基地を認めない立川市案か自衛隊基地を中心とする国案かを住民投票によって決めるよう求める市民運動が起き、市民投票条例制定直接請求の署名運動がはじまる。
- 1979年2月1日 立川市議会は市民が請求した住民投票条例案を否決。
- 11月19日 国有財産中央審議会が政府原案通り決定。
- 1982年3月1日 新立川飛行場（自衛隊基地）運用開始
- 1983年10月26日 天皇在位50年昭和記念公園開園
- 1998年 砂川中央地区まちづくり推進協議会発足。

- 2008年4月10日 国際問題研究家の新原昭治さんがアメリカ国立公文書館で「伊達判決を覆すための日米密談の文書」を発見、公表する。
- 2009年3月 伊達判決を生かす会が発足し、日本政府に関連文書の公開請求。
- 2014年6月17日 砂川裁判の再審を請求。
- 7月1日 安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする閣議決定の根拠に砂川裁判の最高裁判決を悪用。
- 2015年9月19日 安保法制を国会で議決するにあたり、合憲の根拠に砂川判決を悪用。



砂川の闘いの今日的な意義

伊達判決を生かす会・島田 清作

2023年6月

[1] 砂川基地闘争とは

ことしは砂川闘争が始まって68年目になります。「防衛白書」の年表には1955年の欄に「5月8日砂川基地闘争始まる」と記されていますが、当時、国中の耳目を集め、今なお政府刊行物にも記述されている「砂川基地闘争」とは一体、何だったのでしょうか。

砂川闘争とはアメリカ軍立川飛行場の拡張をめぐる、足かけ15年にわたり続いた大きな住民運動のことをさしています。

アメリカ軍立川飛行場の前身は大日本帝国陸軍の飛行場でした。1922年、当時の立川村と砂川村にまたがって作られた小さな飛行場はやがて拡大強化されて太平洋戦争のときには軍都立川といわれ、1945年敗戦によりアメリカ軍に占領されてからは、朝鮮戦争、ベトナム戦争の出撃拠点となりました。

朝鮮戦争休戦後の1955年、大型機の離着陸のために更に滑走路を延長する事がアメリカ軍から要求されたのですが、砂川の農民たちはこれに反対し、強制収用のための土地測量にあらゆる方法で抵抗し、裁判所や東京都収用委員会でも論陣を張って一步も譲りませんでした。

ついに、1968年、アメリカ軍は拡張をあきらめ、翌69年、国も収用認定を取り消し15年間の闘いに終止符が打たれました。やがてアメリカ軍は横田基地に移り、1977年、580万㎡の基地は日本へ全面返還されたのです。

[2] 砂川基地闘争のもつ意味

今振り返ってみると、この闘争は憲法との係わりで大変重要な意味を持っていたと言えます。その第一は国家と対決して住民の生活と地方自治を守る運動であったということです。

1955年5月4日、東京調達局（現防衛省北関東防衛局）が砂川町の宮崎伝左衛門町長に基地拡張の通告を行ったのですが、それは140戸の農家と17万㎡の農地を奪い、町の中心を通る都道五日市街道を分断するものでした。町長はすぐにこの通告を地元住民に説明したところ絶対反対の意思が表明され、5月8日、地元住民は砂川町基地拡張反対同盟を結成しました。

12日には臨時の町議会が開催され、満場一致で反対を決議し、町議会議長を委員長とする反対闘争委員会が作られました。宮崎町長は、調達局が土地収用のために行う立ち入り調査に反対して公告を拒否し、東京都知事の職務執行命令にも従わず、基地拡張のための一切の法的手続きを拒否しました。砂川町は町ぐるみで、国が決めたアメリカ軍基地の拡張に反対したのです。

その第二は、自由と権利を自らの努力で保持するという憲法第12条の実践であったことです。

国が、農民の抵抗を警察官の暴力で排除して測量を強行していったとき、農民たちは「土地に杭は打たれても心に杭は打たれない」という青木市五郎行動隊長（後の立川市議会議員）の言葉を合言葉にして団結を崩さず闘いつづけました。警察官の警棒に打撃され1000人を超える負傷者が出ましたが、自らも重傷を負った日本山妙法寺の西本教上人は「流すべき血は流さなければならない、失うべき命は失わなければならない。その後に平和な独立日本が訪れる」と説きました。万余の労働者、学生、市民が砂川にかけつけ、誰もが身を挺して自由と権利を守ろうとしたのです。

そして、その第三は、豊かな生活のための農地か戦争のための軍事基地かの選択であり、非戦非武装の憲法が日米安保条約かの選択であったということです。

砂川の農民たちは戦前戦中は旧日本軍に、戦後はアメリカ占領軍に多くの土地を取り上げられてきましたが、もうこれ以上、戦争のために土地を提供することを拒否したのです。この闘いの中で、東京地方裁判所の伊達秋雄裁判長は、「駐留アメリカ軍は憲法第9条に違反しており、憲法上その存在を許すべからざるものである」といって反対運動の人々の基地立ち入りに無罪の判決を言い渡しました。

そればかりではありません。第四に砂川闘争は大衆的な実力闘争と法廷闘争の結合、あらゆる階層の人々の共同行動という面でも特筆すべきものでした。

地元の農民、労働者、学生が無法な測量とそれを擁護する警察権力の暴行に徹底して非暴力で抵抗したのと併せて、法廷でも総評弁護団を中心とした数々の抵抗がくり広げられました。測量のために農地に立ち入ってはならないという仮処分申請、東京都がなした土地収用のための公告の取り消し請求、内

閣総理大臣がなした収用認定取り消し請求、飛行場内土地の明渡請求、東京都収用委員会の審理裁決権限不存在確認請求の裁判などなどです。また、64年4月から始まった収用委員会の審理には、毎回多数の農民と労働者が三多摩労協の借り上げたバスで東京都庁まで傍聴にかけつけ、66年暮れまでの13回を闘い抜きました。

この間も防衛施設庁による反対同盟への執拗な切り崩し工作は続き、66年の米軍機墜落炎上事故をきっかけとした多くの農家の移転と、買収済国有地への立ち入り耕作禁止、柵設置の通告を契機に、現地は10年ぶりの緊張につつまれました。このとき、ベトナム戦争反対闘争にとりくんできた三多摩反戦青年委員会は、反対同盟役員と共に全国に砂川の危機を訴えて歩いて現地での集会を盛り上げ、一方美濃部亮吉東京都知事の出現により収用委員会の審理が中止になったこと、ベトナム戦争によるアメリカ財政の逼迫などとあいまって、遂に68年の拡張中止になったのです。

[3] 砂川闘争のその後と今日的課題

(1) 米軍は69年11月、立川基地での飛行活動を停止し全部隊を横田基地に移駐させました。使われなくなった基地の跡地について市民は、米軍から返還を受けて平和利用を実現するよう国に働きかけたのですが、国は米軍基地のまま自衛隊に使わせる計画を進めました。

立川市議会は71年10月、「自衛隊移駐反対」の意見書を満場一致で決議し国に提出しましたが、72年3月、陸上自衛隊東部方面航空隊が強行移駐してきました。立川市は76年1月、米軍や自衛隊の使用を認めない「立川基地跡地利用計画市案」を決定し、立川市、昭島市、東京都の三者で協力して実現していく方針を固めました。

77年11月、米軍から全面返還を受けた国は78年10月、自衛隊基地を中心とした利用計画を発表、これに対し市民は、「基地の無い市案」か「基地中心の国案」かを住民投票で決めることを求める直接請求運動を始めましたが、79年2月、市議会は直接請求条例案を否決、結局、跡地利用をめぐる市民の意向は無視され、また、買収済みの拡張予定地や未利用跡地などは未だ市民のための利用は進んでいません。

(2) 「駐留米軍は憲法違反」という伊達判決もその後国によってふみにじられてきました。

1957年7月8日、基地内土地の測量に抗議して基地に立ち入った労働者・学生が日米安保条約に基づく刑事特別法違反で逮捕され裁判になったのですが、1959年3月30日伊達判決が出されました。60年安保改定の交渉中であつた両国政府はこの判決に狼狽し最高裁に跳躍上告、最高裁は同年12月16日伊達判決を破棄しました。

そして1ヶ月後の60年1月19日、日米安保条約の改定調印が行われたのです。この安保条約が60年以上たった今も存続し、数多くの米軍基地がおかれているのです。

(3) 伊達判決から49年もたった2008年4月、国際問題研究者の新原昭治さんは米国立公文書館で伊達判決にかかわる多数の秘密電文を発見されました。それは当時の駐日米大使が本国の國務長官あてに送ったもので、伊達判決を覆すために藤山外務大臣や田中最高裁長官、自民党福田幹事長などと密談したようすが記録されているのです。このことを知った砂川闘争の関係者らが集まって「伊達判決を生かす会」を作り、国家によって亡きものとされた伊達判決を今の時代に蘇らせようと集会を開いたり国会議員に働きかけたりしてきました。日本政府各省庁にも、この密談の記録文書が存在するはずだからそれを開示するよう求めるとともに2014年6月、不公平不公正な砂川裁判のやり直しを求めて東京地裁に再審請求をしましたが2018年7月、最高裁により不当にも棄却されました。

(4) 安倍政権は、歴代の内閣や国会の論議をくつがえして2014年7月、集団的自衛権の行使は合憲であるという閣議決定を行い、2015年9月には安安保法の制定を強行しましたが、それらの根拠に砂川裁判の最高裁判決をねじ曲げて悪用しています。

最高裁の不当不公正な裁判により公平な裁判を受ける権利（憲法37条）を奪われた砂川事件の元被告ら3人は、2019年3月、国家賠償請求の訴訟を起し現在東京地方裁判所で進行中です。この裁判を通じて、国家の違法性を明らかにするとともに、伊達判決を現在の世に蘇らせようというものです。

戦後一貫して日本の外交はアメリカの言いなりで、沖縄返還や核兵器持込でも多くの密約があつたことが曝露されてきています。私は、軍事同盟である日米安保条約を破棄し全ての米軍基地を撤去させ、憲法に基いた政治を実現することが砂川闘争から学び教訓を生かすことであると確信しています。

資料⑥ 砂川事件裁判国家賠償訴訟の概要（その1）

砂川事件裁判国家賠償訴訟の概要（2023.11.09）

原告代理人弁護士武内更一、同細川潔、同吉永満夫

1 砂川闘争及び砂川事件(米軍基地立入刑特法2条違反事件)

1955年当時、東京都北多摩郡砂川町（現立川市）に置かれていた米軍立川基地の拡張計画に反対する農民や住民の町議会も含めた闘争（砂川闘争）の過程で、1957年（昭和32年）7月8日に政府が強行しようとした土地収用のための強制測量に抗議する労働者、農民、学生等約1000人に上るデモ隊が基地の境界柵前に押し寄せ、柵を揺さぶるなどして抗議した際に、柵が基地内側に倒れ、数百人が2～3メートルほど基地の敷地内に入ったことで、同年9月22日に23名の労働者、学生が逮捕され、そのうち土屋源太郎、坂田茂、椎野徳蔵、武藤軍一郎を含む労働者4人と学生3人の計7人が、「正当な理由がないのに、アメリカ合衆国軍隊が使用する区域であって、入ることを禁じた場所である立川飛行場内に立入った」との公訴事実により刑特法第2条違反として東京地裁に起訴され、事件は東京地裁刑事第10部に係属し、審理された。これを「砂川事件」という。

2 第一審東京地裁無罪判決(1959年3月30日：伊達判決(甲1))

この事件は、直接には刑特法第2条違反による刑事事件であるところ、前提問題として日米安保条約の合憲性が法廷で争われた初めてのケースとなった。

同事件を審理した東京地方裁判所刑事第10部（伊達秋雄裁判長、清水春三裁判官、松本一郎裁判官）は、1959年（昭和34年）3月30日、次のように述べて被告人全員を無罪とする判決を言い渡した。これを、裁判長の名を冠して「伊達判決」という。

「日米安全保障条約によるアメリカ合衆国軍隊の駐留を許容していることは、憲法9条2項前段によって禁止されている戦力の保持に該当し、日本に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものである。」

「合衆国軍隊の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第2条の規定は、何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第31条に違反し無効なものといわなければならない。」

3 第一審東京地裁判決に対する米日両政府の対応

本判決の当時、岸信介内閣総理大臣を首班とする日本政府の藤山愛一郎外相らと米国の駐日米国大使ダグラス・マッカーサー二世（日本占領軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの甥。以下「マッカーサー大使」という。）及び首席公使ウィリアム・K・レンハート（以下「レンハート公使」という。）らとの間で、秘密裏に日米安全保障条約と日米行政協定の改定協議が行われており、「伊達判決」が改定の早期実現に重大な影響を及ぼすことが必至であった。

「伊達判決」の翌日1959年（昭和34年）3月31日の早朝、マッカーサー大使は藤山外相と協議し、日本政府は、同判決に対して高裁を経ずに最高裁に直接上告する「跳躍上告」

（刑事訴訟規則第254条）をすることになり、検察庁は同年4月3日、最高裁判所に跳躍上告した。

4 上告審最高裁大法廷判決(1959年12月16日判決(甲2))

最高裁は本事件を大法廷（裁判長田中耕太郎最高裁判所長官）で審理し、同年12月16日、最高裁判所大法廷は、「日本国憲法9条2項がその保持を禁止した戦力とは、日本がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使しうる戦力であって、合衆国軍隊の駐留はこれにあたらぬ」とし、また、「米軍駐留を定めた安保条約は高度の政治性を有し、司法裁判所の審査にはなじまない」として、いわゆる「統治行為論」により日米安保条約の違憲判断をせず、一番で被告人全員の無罪判決を言渡した「伊達判決」を破棄し、事件を東京地裁に差し戻す旨の判決を言い渡した。

5 最高裁大法廷判決後の経過

同判決から1か月後の1960年（昭和35年）1月19日、日米安保条約は改定され、新たに「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（新安保条約）が日米両政府によって調印された。

その後、本件事件は、1961年3月27日、差戻し第1審の東京地裁で刑特法2条違反として被告人全員につき各自罰金2,000円とする有罪判決が言い渡され、1962年2月15日、第2審の東京高裁で被告人らの控訴が棄却され、さらに1963年12月25日上告が棄却され、1964年1月5日、差戻し第一審の有罪判決（罰金各2,000円）が確定した。

6 米国国立公文書館で機密文書(田中裁判長とマッカーサー米大使が密談)発見

2008年から2013年にかけて、米国国立公文書館に機密指定のうえ保管されていた文書の中から、1959年当時の最高裁判所長官で砂川事件上告審の裁判長を務めた田中耕太郎氏と駐日米国大使マッカーサー二世がプライベートに面談し、田中氏からマッカーサー大使に同事件の審理の見通しや進め方が伝えられていたことを示す公文書が、相次いで発見された。

刑事事件の裁判の審理中に裁判長が事件の被害者に裁判外で会って裁判の見通しや進め方を伝えるということは、それ自体、裁判の公平性に重大な疑念を生じさせる行為であって、裁判官としての職務上の義務にも違反し、絶対にあってはならないことである。

7 砂川事件上告審は「公平な裁判所」(憲法第37条第1項)ではなかった

憲法第37条第1項は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と規定している。裁判所が「公平」でなければならないことは、憲法の定めが無くても当たりまえであるが、ここでいう「公平な裁判所」とは、最高裁判所の判例も、「偏った裁判をするおそれのない裁判所」を意味すると述べている。また、裁判所の公平性を制度的に保障する仕組みとして、刑事訴訟法第21条1項は、裁判官が「不公平な裁判をするおそれがあるとき」は、検察官又は被告人は、これを忌避することができる」と規定している。

もし、上記事実が砂川事件上告審の裁判中に明らかになっていたら、田中氏は直ちに忌避を申し立てられ、当該裁判から排除されたであろう。さらに、裁判官弾劾裁判にかけられて裁判官の身分を失っていた可能性も高かったと思われる。いずれにしても、田中裁判長は、確実に砂川事件裁判から排除されたであろう。

砂川事件上告審は、関与してはいけない裁判官が、それも裁判長として関与して行われた裁判であって、憲法違反の手続きによる裁判であったと言える。

8 再審請求とそれに対する棄却決定

そこで、このことを知った元被告人の土屋源太郎氏、椎野徳蔵氏、武藤軍一郎氏及び故坂田茂氏の子である坂田和子氏の4名は、2014年6月17日、東京地裁に砂川事件上告審は憲法第37条1項に違反する無効な裁判手続による裁判であったとして、裁判手続自体を打ち切る「免訴」の判決をすべきであったという再審請求を行ったが、一審東京地裁は再審請求を棄却し、二審の東京高裁も刑事訴訟法上、このような理由による免訴を求める規定が存在しないとして控訴を棄却し、2018年7月18日、最高裁は土屋氏らの特別抗告を棄却した。

9 本件国家賠償等請求訴訟の提起(2019年3月19日)

これにより、刑事訴訟法上の続きでは、本件最高裁判決の誤りを正す手段は失われたため、土屋氏、椎野氏、坂田氏は、田中耕太郎裁判長（当時）により、憲法第37条1項が刑事被告人に保障している「公平な裁判所」の裁判を受ける権利を侵害されたとして、2019年3月19日、国を被告として「国家賠償等請求訴訟」を提起した。

原告 土屋源太郎、椎野徳蔵、坂田和子(故坂田茂の子)
事件番号 平成31年(ワ)第6848号
担当部 東京地方裁判所民事第5部合議B係
担当裁判官 裁判長大嶋洋志、陪席裁判官齊藤学、同上村江里子

原告の請求

- 1 各10万円の慰籍料請求(公平な裁判所の裁判を受ける権利の侵害による慰籍料)
- 2 各2,000円の不当利得返還請求(砂川事件裁判の結果徴収された罰金の返還)
- 3 読売新聞全国版に謝罪広告の掲載請求(違憲の裁判で毀損された名誉の回復)

資料⑥ 砂川事件裁判国家賠償訴訟の概要（その2）

10 本件訴訟の争点

- 本件裁判の争点としては、以下の点で論争が闘わされている。
- ①本件公文書がマッカーサー大使作成による文書か否か
 - ②その内容が「公平な裁判所」でないことを示すか否か
 - ③消滅時効（損害を知ったときから3年）が成立しているか否か
 - ④除斥期間（田中の不法行為から20年経過による請求権消滅）が適用されるか

11 審理経過の概要

第1回口頭弁論 2019年6月12日(水)午後2時～3時（東京地裁103号法廷）

原告弁護団から訴状の口頭陳述、原告土屋と原告坂田から意見陳述

第2回口頭弁論 2019年10月2日(水)午後2時～3時

原告準備書面(1) 被告答弁書に対する求釈明

原告準備書面(2) 被告の主張に対する認否反論：本件訴訟の法的性格について反論

原告準備書面(3) 被告の主張に対する認否反論：消滅時効、除斥期間について反論

第3回口頭弁論 2020年2月12日(水)午後2時～3時

原告準備書面(4) 被告に対する求釈明の必要性

原告準備書面(5) 最高裁判決の内容から田中裁判官の発言の真実性を論証

原告「調査囑託申立書」（裁判所から米国公文書館に対する「調査囑託」申立て）

調査事項

- 1 添付の文書の原本は、現在、貴館に保管されているか。なお、仮に、現在は保管されていないとの回答の場合は、過去において原本が保管されていた事実があるか否かを回答されたい。
- 2 添付の文書の原本が貴館に移管された日を回答されたい。
- 3 添付の文書の原本の移管元のアメリカ合衆国の政府機関はアメリカ合衆国国務省か否かを回答されたい。移管元が別の政府機関である場合は、当該政府機関の名称及び国務省に由来するものであるか否かを回答されたい。
- 4 添付の文書について貴館における一般への情報開示が制限されていた期間がある場合は当該期間を回答されたい。

裁判長→被告①「本件各文書の成立を争うか否かを明確に述べるように」

- ②「本件各文書の存在を調査して回答するように」と要求
- ③「調査回答しない場合は、その理由を書面で述べること」
- ④「原告からの調査囑託申立に対する意見を書面で」

2020.02.28 被告、原告準備書面(4)に対する回答の「意見書」提出

- ①本件各文書の成立について「不知」。ただし、「本件各文書が偽造文書である旨の主張を積極的に行う予定はない」
- ②調査囑託申立に対しては「裁判所において採否の判断をされた」

2020.05.25裁判所から第4回口頭弁論期日（6/15）取消し通知

2020.12.24（木）午前11：30～ 進行協議

裁判所「米公文書館に対して「調査囑託」を行う。」「回答までどれくらい期間がかかるかは不詳。1年くらい要した例もある。」

米国立公文書館に対する「調査囑託」の手続きについて

東京地裁→最高裁→外務省→米大使館→米国務省→州地裁→米公文書館

第4回口頭弁論 2021年3月29日(月)午前11時～12時

調査囑託採用決定（1/9付）

原告準備書面(6) 最高裁各裁判官の意見。統治行為論が多数意見か疑念があること。

本件大法廷判決の担当調査官のメモを甲21として提出。

原告準備書面(7) 被告からの「除斥期間」の主張に対する反論

第5回口頭弁論 2021年6月30日(水)午後2時～3時

原告準備書面(8) 伊達判決後から大法廷判決までの米日政府とマ大使とのやり取り及び田中最高裁長官・大法廷裁判長の言動、マ大使の賛辞

第6回口頭弁論 2021年11月1日(月)午後2時～3時

原告準備書面(9) 被告準備書面(5)(除斥期間、消滅時効の再反論)に対する再々反論

原告準備書面(10) 被告準備書面(6)(本件公文書の内容に対する反論の再反論)

原告準備書面(11) 外務省アメリカ局安全保障課長作成の「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」（甲23）に基づき、大法廷判決の政治的背景を主張。

第7回口頭弁論 2022年3月7日(月)午後2時～3時

原告準備書面(12) 本件公文書の写しを米国立公文書館から入手した新原昭治氏、末浪靖司氏、布川玲子氏の各陳述書に基づき、本件公文書の入手経過と真正性を主張。土屋源太郎の原告本人意見陳述（砂川事件及び伊達判決から大法廷判決までの経過）

2022.07.29原告「証拠申出書」（証人及び原告本人尋問申請）提出

第8回口頭弁論 2022年11月1日(月)午後2時～3時

第9回口頭弁論 2022年9月26日(月)午後2時～3時

2022.07.29原告提出の「証拠申出書」検討経過

第10回口頭弁論 2022年11月28日(月)午後2時～3時

吉田敏浩氏（ジャーナリスト）を証人申請

証人、原告本人尋問の採否検討、原告の意見聴取

第11回口頭弁論 2023年1月23日(月)午後2時～3時

孫崎享証人、土屋源太郎原告、坂田和子原告の尋問申請採用決定

第12回口頭弁論 2023年5月22日(月)午後2時～3時

孫崎享証人尋問、土屋源太郎原告本人尋問、坂田和子原告本人尋問

2023年7月31日 原告最終準備書面提出

第13回口頭弁論 2023年9月11日(月)午後2時～3時

裁判長が大嶋洋二裁判官から小池あゆみ裁判官に交代したことが判明。

交代年月日は、6月23日付。5月22日に孫崎享証人及び土屋源太郎原告と坂田和子原告の各本人尋問が実施され、大嶋裁判長から7月31日までに原告側の「最終準備書面」を提出するよう指示された「1か月後」に人事異動が行われた。

弁護団の武内更一弁護士と細川潔弁護士から、7月31付「原告最終準備書面」（総頁数65頁）の要点を陳述し、第一審の審理が終了（結審）し、裁判長から、判決言渡期日が指定された。

判決言渡しは、2024年1月15日(月)午後2時（103号法廷）の予定。

13 本件訴訟の意義

砂川事件上告審判決（最高裁大法廷判決）の違憲性を明らかにして、

- ① 土屋氏ら砂川事件元被告の権利・名誉を回復すること。
- ② 一審「伊達判決」（駐日米軍は憲法9条違反。全員無罪）を復権させること。
- ③ 最高裁大法廷判決の「統治行為論」の見直しを図ること。
- ④ 違憲法令審査権を再構築すること。
- ⑤ 司法の独立を回復すること。

参考資料：「武内弁護士講演資料」

砂川事件国家賠償訴訟スケジュール

1. 第14回口頭弁論：「一審判決言い渡し」

2024年1月15日（月）午後2時

東京地裁103号法廷

2. 判決後記者会見

3. 報告集会：

衆議院第二議員会館第1会議室 16時～18時予定

（15時頃よりロビーで「入館証」配布します）

今週の巻頭トピック

「砂川事件」国賠訴訟が結審、判決は来年1月15日
今こそ「伊達判決」の復権を

「米軍駐留は違憲。被告は無罪」とした判決から一転、「基地内に立ち入ったデモ参加者は日米安保条約の規制に違反する」との有罪判決を受けた（その後確定）。元被告人らが国を提訴した「砂川事件」の国家賠償請求訴訟が9月11日に東京地裁で結審。来年1月15日に判決が出るのが決まった。

自衛隊が発足するなど安保体制が着々と強化されつつあった1954年、日本政府は米国の要求に応じ全国5カ所の飛行場における拡張計画を発表。各地で反対闘争が起こり、計画は撤回されたが、米軍立川基地が置かれた東京都の北多摩郡砂川町（現・立川市砂川町）では基地拡張のため土地強制収用手続きが翌年に発動された。最終的に基地拡張は中止されたが、その過程で57年、反対するデモの参加者数人が基地内に数メートル立ち入ったとして起訴された。

一審の東京地裁（伊達秋雄裁判長）は59年3月、米軍の日本駐留は憲法9条2項前段による戦力に当たり違憲として被告人を全員無罪にした（伊達判決）。これに対し、検察側はただちに高裁を飛び



結審後に衆議院第二議員会館で開かれた報告集会。（撮影／木下寿国）

越し最高裁に上告。最高裁は同年12月に原判決を破棄し地裁に差し戻すとともに、高度な政治性を持つ条約などについては判断を下すことができないとの「統治行為論」を採用。以後も被告人らは争ったが、63年に有罪が確定した。

ところが2008〜13年、当時上告審の裁判長を務めていた田中耕太郎最高裁長官が、ダグラス・マッカーサー2世・駐日米大使との間で審理の内容や進め方などについて話し合っていたとする公文書が機密指定解除により発見された。このため元被告人らは「無効な手続きによる裁判であり、免訴とすべきだった」として14年に再審請求を起こしたものの棄却（18年、最高裁）。そこで改めて侵

害された人権の回復と公平な裁判を受ける権利などを求めた国賠訴訟を19年3月、元被告人の土屋源太郎氏ら3人が提起。今回までに計13回の口頭弁論が開かれた。

真の被告は「最高裁」だ

この国賠訴訟について原告弁護団の武内更一弁護士は、本当の被告は「最高裁」だと指摘する。

「当時、田中最高裁長官がアメリカ側と話し合っていたとする事実が明らかになれば、彼は裁判官の身分を失っていたはず。だから最高裁そのものが被告なのです」

最高裁長官が米国側と、共謀したことを示す公文書について、日本政府はこれまでその存在を認めていない。しかしジャーナリストらによつてすでにその内容が暴露されており、弁護団も米公文書館から取り寄せた文書を翻訳のうえ東京地裁に提出している。その信憑性については外務省国際情報局長などを務めた孫崎享氏が5月の弁論で証言しており、ほぼ間違いのないものと思われる。

つまり最高裁は統治行為論を振りかざしながら、実際には米側と

日米安保の取り扱いについて話し合っていたことになる。武内氏は「裁判によりその事実を世間の人が知れば、最高裁判決はいかさまだったのだとわかり、判決の権威は地に落ちる。それによって判決を事実上無効化できる。それが大きな目的の一つ」と語る。

最高裁判決の無効化は、同時に伊達判決の復権にもつながる。「憲法9条違反とした伊達判決が不法な方法で破棄された。それが事実なら同判決は政治的にはまだ生きているといえる」（武内氏）からだ。武内氏はさらに「最高裁の統治行為論によつて、さまざまな憲法判断がねじ曲げられてきた。本裁判で違憲審査権を再構築し、日本の司法を独立させたい」と話す。

最終弁論後に衆議院第二議員会館で開かれた報告集会でも「最高裁の判決が司法界にとどまらず、日本の政治を腐らせた」との声が出た。砂川闘争関係者らによる「伊達判決を生かす会」の島田清作共同代表は「砂川闘争のおかげで立川基地は拡張されなかったが、隣の横田基地は戦争の基地として、ますます強化されている。外国を攻撃したら報復され、東京都民は戦火にさらされる。伊達判決は一層重要になっていく」と、その今日的意義を強調した。

木下寿国・ライター

週刊金曜日 2023.9.29 (1442号)

↑週刊金曜日2023年9月29日記事より引用

核心評論

砂川事件の国賠訴訟

米軍立川基地(当時)の拡張に反対する学生らが基地に立ち入り、刑事特別法違反の罪に問われた「砂川事件」。一審の無罪判決を破棄した最高裁は公平ではなかったとして元被告らが3月、国に損害賠償を求め提訴した。判決から約60年、「あの裁判がいかに汚染されたものだったのか法廷で明らかになりたい」という。焦点は米政府による司法への介入だ。

司法は訴えと向き合うべき

効たとして全責を無罪としたが、跳躍上告を受けた最高裁の大法廷(裁判長・田中耕太郎長官)は12月、判決を破棄。最終的に罰金2千円の有罪が確定した。だが2008年以降、米国内で見つけた公電などが、隠されていた舞台裏が浮かび上がった。60年の日米安保条約改定を前にマッカーサー駐日大使ら米側と田中長官が接触を重ね、長官が訴訟指揮方針や合議内容を伝えていたのだ。当時発覚していれば「司法権の独立や公平性を損なう」と強く批判されたであろう。元被告らは「憲法が保障する『公平な裁判所』による裁判を受ける権利を侵害された」として再審請求したが、認められなかったため、今回1人当たり10万円の賠償などを求め3人が提訴した。「最高裁が『公平な裁判所』でなかったのは明らか。大法廷判決自体が憲法違反で無効な判決だ」と訴訟を支援する吉水満夫弁護士は主張する。しかもこの大法廷判決が

↑大分合同新聞2019年5月19日記事より引用

↓山形新聞 2018年9月1日記事より引用

オピニオン

「こんにち話」

旧米軍立川基地を訪ねるツアー

砂川闘争 語り継ぐ

60年頃は基地内で約千家族が暮らし、8千人ほどが働いていた。当時のシヨ部庁舎や住宅、映画館、ショッピングセンター。当時と今の園内を重ね合わせた地図を手に、参加者約100人と当時を思いをはせました。敷地内にあった建物約650棟は公園造成時に全て取り壊され、その残骸は、公園の周辺を見渡せる小山の「こもれびの丘」の下に埋められています。現在の園内には米軍基地だったことを示す掲示板一つありません。

「米軍立川基地77年に日本に全面返還された。背景には、55年に決まった立川基地

8年前、闘争当時の写真や資料を展示する「砂川平和ひろば」を開設しました。その時代を肌で知る一人として、歴史を語り継ぎ、若い人たちが基地や平和の問題を考える場を提供できればと思っています。(聞き手・写真は阿部茂・共同通信記者)

1960年代に本格化したベトナム戦争や50年代初頭の朝鮮戦争の際、米軍機が次々と戦場に向け飛び立つのを連日、目の当たりにして、年々400万人以上が訪れる人が一体とだけだっている。旧立川基地などを研究している米国人歴史学者にも協力してもらいました。父の宮岡政雄(故人)は、住民が結成した「砂川町基地拡張反対同盟」の副行動隊長として、闘争は約15年に及びました。政府は拡張に必要な土地を強制収用するため千人もの警察官を動員し、農地の測量を強行しました。住民は厚り込みやデモ、裁判闘争など非暴力・不服従の闘いを続け、支援してくれた学生や労組の方々に多くのけが人も出ました。が最終的に測量中止、基地拡張中止を勝ち取ったんです。59年に在日米軍駐留を遺憾と判断した東京地裁の「伊達判決」で知られる砂川事件の裁判も、米軍立川基地の拡張を巡る訴訟の一つです。消走路路地による機能強化ができなくなった立川基地は、ニクソン大統領の誕生や国際情勢の変化の影響で、返還されることになりました。立川基地と同じ時期に拡張計画が決まり、基地が残った

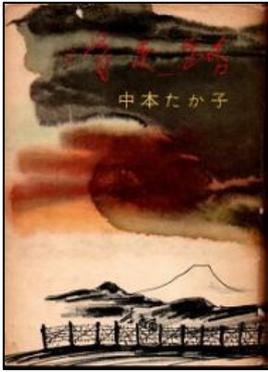


砂川平和ひろば主宰 福島京子さん

「生まれてからずっと米軍機の音を聞いていたので、飛行停止になった時、こんな静かな空があるのだなと実感しました」と語る福島京子さん(東京都立川市の国営昭和記念公園)

略歴 ふくしま・きょうごさんは1949年、東京都砂川町(現・立川市)生まれ。砂川闘争の「闘士」の一人、宮岡政雄さんの次女。明星大卒。小学校教諭や会社経営、同市社会教育委員を経て2010年5月「砂川平和ひろば」開設。闘争の歴史の語り部を続けている。

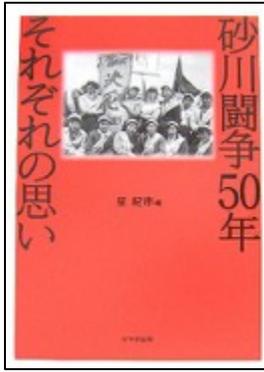
資料⑨ 「砂川闘争」「砂川裁判」関連書籍



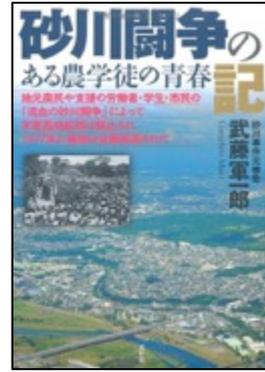
①『滑走路』



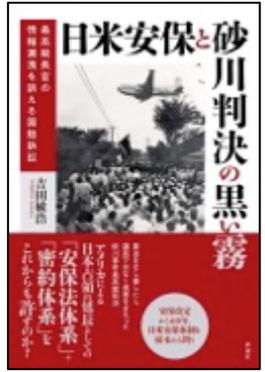
②『砂川闘争の記録』



③『砂川闘争50年 それぞれの思い』



④『砂川闘争の記：ある農学徒の青春』



⑥『日米安保と砂川判決の黒い霧』

① 中本たか子『滑走路』宝文館 1958

② 宮岡政雄『砂川闘争の記録』三一書房 1970、のち御茶の水書房 2005/7/1
砂川闘争50周年一再び世に問う砂川闘争勝利の記録。砂川闘争はなぜ勝利したのか?「土地に杭は打たれても心に杭は打たれない」不屈の農民魂で闘いつづけた反対同盟が今蘇る。宮岡政雄

1913年7月2日生。砂川の農家の16代目。1944年6月召集。東部二部隊(近衛歩兵隊)。1945年12月復員。1955年砂川町基地拡張反対同盟結成と同時に副行動隊長。第1次砂川闘争、第2次砂川闘争の裁判闘争の中心となる。1970年立川基地への自衛隊移設に反対する市民会議結成。その代表に就任。1977年全国住民運動交流センター発足。交流誌第一号発行。1982年8月8日逝去。69歳

③ 星紀市 編『砂川闘争50年それぞれの思い』けやき出版 2005/10/25
戦後の基地闘争の「原点」砂川闘争を風化させてはならない! 地元住民、支援の労働者・学生、弁護士・裁判官など様々な立場で砂川闘争にかかわった31人が語り継ぐ「歴史の真実と記憶」。初公開の反対同盟草創期の日誌も収録。星紀市 砂川を記録する会代表

④ 武藤軍一郎『砂川闘争の記：ある農学徒の青春』花伝社 2010
砂川闘争に学生として参加し、突然逮捕され、刑事被告人のひとりとなったある農学者のたどった青春の記録、結ばれた青春群像。「米軍駐留は違憲」とした「伊達判決」の今日的意義。暴かれた日米政府、駐日米大使と最高裁長官との密談。砂川の闘いは、いま沖縄へ。

⑤ 星紀市 編『米軍基地を返還させた砂川闘争：写真集』砂川を記録する会 (ヤマス文房 2010/10/1)

⑥ 吉田敏浩『日米安保と砂川判決の黒い霧』彩流社 2020/10/13
日米安保史上、最も重要な1959年の砂川事件裁判。本書は砂川判決の裏面を暴き、日米安保体制を根本から問うものである。裁判判決前でのアメリカ大使への情報漏洩等の不透明性は、安倍政権の不当法制正当化へも利用された。

⑦ 前泊博盛、ほか『日米地位協定入門』創元社 2013/2/28
原発再稼働、不況下の大増税、オスプレイ強行配備、TPP参加、憲法改正…日本はなぜ、こんな国になってしまったのか? 「戦後日本」最大の闇に迫る。基地問題だけでなく原発事故やその再稼働問題、TPP参加問題など、現在の日本で起きている深刻な出来事の多くが在日米軍がもたらす国内法の機能停止状態に起源をもっている。「戦後日本」最大のタブーである日米地位協定に迫る!

⑧ 吉田敏浩『「日米合同委員会」の研究』創元社 2016/12/22

日本政府の上に君臨し、軍事も外交も司法までも日本の主権を侵害する取り決めを交わす“影の政府”の実像とは? 謎の権力構造の正体に迫る。

⑨ 新垣邦雄『虚構の新冷戦—日米軍事一体化と敵基地攻撃論』芙蓉書房出版 (2020/12)
—「敵基地攻撃論」の破滅的な危険性と、米中軍事対決を煽る米国の「新冷戦」プロパガンダの虚構性を論客15人が暴く…本書「帯」より

⑩ 布施祐仁『日米同盟・最後のリスク—なぜ米軍のミサイルが日本に配備されるのか』創元社 2022/05
いま、ほとんどの日本人が知らないうちに、大変な事態が進行している。米軍が沖縄だけでなく、日本全土に核が搭載可能な新型ミサイルを配備しようとしているのだ。本双書第9巻で、密約研究の父である新原昭治氏がのべているように、アメリカにとって日本というのは、ずっと「アメリカの核戦争基地」だった。それがいま、ついに最終局面を迎えているのだ。このままでは、人類史上唯一の戦争被爆国である日本は、他国の軍隊(米軍)に核ミサイルを配備され、中国・ロシアとの「恐怖の均衡」の最前線に立たされてしまう。一方、その核ミサイルを発射する権利をもった米軍は、グアムやハワイなど、安全地帯へ一時撤退する計画だ。これほど愚かな国が歴史上、かつて存在しただろうか。情報公開請求による独自の日本政府文書発掘で知られ、ジャーナリストとして第一線で活躍を続ける著者が、その計画の全貌を報告し、警鐘を鳴らす。

⑪ 原田真知子 (砂川事件国賠訴訟原告坂田和子さんの筆名) 『『いろんな人がいる』があたりまえの教室に』(高文研) 2021/3/31

この本は、教室を舞台に第一線を張り続けた原田が、子どもと一緒に社会を読み解き、いまはまだ現前に現れていない新しい社会をつくる舞台にあがれと私たちを誘う、そういう記録なのだ。(上間陽子解説)



⑦『日米地位協定入門』



⑧『日米合同委員会の研究』



⑨『いろんな人がいるがあたりまえの教室に』

資料⑩ 「砂川闘争」と戦後基地問題を考える映画



【砂川闘争関連映画】

『砂川の人々 基地反対闘争の記録』

(亀井文夫監督/1955年/16mm/日本ドキュメントフィルム)

亀井自らの製作拠点、日本ドキュメント・フィルムの第1回作品。立川基地をめぐる砂川闘争は、時の鳩山内閣が飛行場拡張をアメリカに約束、これを強行しようとしたために起こった。美しい小川が流れ、桑苗の栽培で暮らしている平和な町、東京都北多摩郡砂川町。立川基地より飛び立つジェット機をつんざくばかりの爆音に悩まされていた。調達庁は立川基地拡張のため土地接収を公告、農民たちは先祖伝来の土地を基地にされてたまるかと、町をあげて反対闘争に立ち上がった。8月24日第2回測量が行われ、次いで9月13日、第3回測量が強行され、早朝から地元民は1760名の警察と対峙する。午後になって多数の労働者が到着、ピケ隊はスクラム攻勢で対抗、双方に多数の負傷者が出る。翌14日、警官は全員鉄兜を被ってやって来た。ピケ・ラインは破られ、畑の中に測量隊とともに乱入、杭打ちが始まった。「砂川に杭は、うたれても、心に杭は、うてない。」と字幕が出て、これからの長い闘いを示唆。17日、全国軍事基地反対対策協議会報告会が開かれ、地域から国ぐるみの闘いへ、新たな闘争の段階に入ったと告げる。最後に「団結」のむしろ旗が画面一杯になる。

『麦死なず』

(亀井文夫監督/1955年/30分/16mm/日本ドキュメントフィルム)

9月闘争を描いた『砂川の人々』に続く砂川闘争の第2作。11月1日、地元農民と労組員は団結し非暴力の抵抗で警官と測量隊に立ち向かう。4日は、箱根まで出かけ鳩山首相に直訴したが面会できず。同5日、1000名の労組員が参加、2000名の武装警官と共に測量隊が現れ、農民たちは「警官は帰ってください。ここは私たちの私有地です。あなた方が毎日食べる米も野菜もみんな百姓が作ったものです」と訴えるが、測量隊と警官は麦畑を踏みみにじって乱入。頑強な抵抗の中で測量隊と警官は引き揚げる。闘い終わって農民たちは踏み荒らされた麦畑を黙々と手入れ。9日は、労組員は参加せず地元民だけで約500名の武装警官に対抗、測量隊は人々の懇願を無視し測量を続けた。地元民はただ泣くばかり。21日は、全国の軍事基地反対闘争組織の代表1500名がアメリカ大使館、首相官邸、国会等に陳情に向かった。大使館に向けたデモは、マッカーサーが日本を占領して以来初めてのことだった。

『流血の記録 砂川』

(亀井文夫監督/1955年/16mm/日本ドキュメントフィルム) この手元資料の2~3ページ参照

『爆音と大地』 50分

(関川秀雄監督/1957年/35mm/劇映画/東映東京)

低空を飛ばすジェット機のものすごい爆音が絶えぬ東京都下砂川町。飛行場拡張問題で地元民は政府のやり方に反対し立ち上がった。妙義山でも九十九里浜でも地元民が基地拡張反対の運動を続けていた。用達庁長官浮島は砂川問題を出来るだけ穏便に処理しようとした。妙義山では全面的にアメリカに従い、砂川では譲歩させる腹だった。が、新任の米軍代表は妙義山を返還する代り砂川は拡張する方針に出た。同庁の局長矢田は測量強行派で、浮島を弱腰と冷笑、庁内には浮島不信の声が高まり浮島は矢田を左遷し幹部陣の刷新を断行した。

彼は砂川へ赴き地元代表団と会談したが、地元民の固い団結の前に交渉は失敗した。引揚げる彼を冷く見送る群衆の中には元浮島家の女中政代もいた。ついに警官隊が動員され、一部強制測量が行われた。地元民は抵抗の末涙をのんで杭が打ちこまれるのを見守った。土地に愛着を持つ父の影響で、政代もその渦中に飛びこみ警察で一夜を明した。浮島の姪の女子大生圭子は叔父のやり方を非難し家を去った。身心ともに疲れきった浮島は左遷した矢田を後任に推し、辞職した。拡張反対派の町長の娘ヨシは駐留軍に勤める夫を持つ辛い立場だった。彼女は苦悩の末、条件派に署名し夜ひそかに町を去った。きりくずし工作をはねかえす地元民の結束は固く、矢田も気力を失い辞任した。功をあげる新任長官はついに測量強行の拳に出た。秋雨の中で警官隊とピケ・ラインが激突した。警官隊は暴行の限りを尽した。この惨事に政府は測量中止を通告してきた。民衆の抵抗の勝利、町民達は歓喜した。その夜、浮島は砂川を訪れ、政代と共に救護活動に従い警棒で負傷した圭子を見舞った。彼女の頬にやっと、若々しい微笑が浮んだ。

『砂川 草の根の人々』 58分

(浜田英夫監督・製作/1982年/16mm/ハマダプロダクション)

『砂川の熱い日 砂川闘争47年目の証言』

(星紀市監督/2002年制作/ビデオ/砂川を記録する会)

『大地の誓』 170分

(星紀市監督・製作/1978年制作/16mmフィルム)

一九六九年の「砂川反戦塹壕行動隊」以来、一貫して反基地闘争を記録し続けてきた星紀市監督作。一九六九年春の反戦塹壕構築から一九七七年秋の米軍・立川基地全面機能停止までの九年間の立川基地撤去闘争を記録した作品。――一九七七年十一月三十日、米軍立川基地は日本政府に全面返還された。戦後三十二年間の米軍駐留時代が終わった。立川基地が飛行場として開設されたのは大正十一年、当時の陸軍飛行第五連隊が立川へ移駐して来た時である。一九六八年二月二日、二・四沖縄ゼネストに呼応して、高さ八メートルの反戦旗を滑走路の北端ぎりぎりに十数本立て、米軍の飛行を実力で阻止しようとする闘いが「砂川反戦塹壕隊」によって始められた。その年四月十八日には拡張のための土地収用認定取り消しが閣議決定され、また、十二月一日には米軍の飛行業務が停止された。七十年夏、塹壕の地主(砂川町基地拡張反対同盟員)から、基地の拡張も中止され、米軍の飛行業務も停止されたのだから塹壕を埋めて返してほしい、という申し入れがなされた。しかし、自衛隊側は、立川基地使用が決まっている現在、塹壕を埋める事は出来ないと主張し、地主と激しく対立した。一九七一年八月二十九日、自衛隊の立川基地進駐阻止の具体的戦術として反戦放送塔が自衛隊立川基地進駐阻止共闘会議の手によって建設された。翌年十二月二十七日、自衛隊は反対派の主張を無視し、立二基地に強行進駐した。そして、立川基地返還後も自衛隊が継続使用している現実に、数多くの問題を投げかけた、米軍・立川基地全面機能停止までの九年間の闘争記録映画である。

『砂川の熱い日 砂川闘争47年目の証言』

(星紀市監督/2002年/ビデオテープ/砂川を記録する会)



【基地問題関連映画】

『基地の子たち』

(亀井文夫編集/1953年/29分/東京キノプロダクション)
軍事基地はますますふえて日本の「児童」を包囲していく。今やその数は769箇所、総面積は四国全島に等しい。(昭和28年8月現在)千歳、横須賀と立川、石川県内灘に取材、米軍基地が土地の人々に与える影響を子どもの視点から描く

『誰も知らない基地のこと』

エンリコ・パレンティ、トーマス・ファツィ監督/2010年/74分/アンブラグド(配給)
世界の国々に700以上の軍事基地を持つアメリカ軍が基地周辺で起こすさまざまなトラブル、アメリカ軍の衝撃の事実を取材した社会派ドキュメンタリー。2007年にイタリアで起こった米軍基地拡大への反対運動をきっかけに、ピチエンツァ(イタリア)、ディエゴ・ガルシア(インド洋)、普天間(沖縄)などで取材を敢行。基地の騒音や兵士が起こす事故などに悩まされる付近の住民や、専門家へのインタビューなどを通して、米軍基地問題の実態を明らかにしていく。

『標的の村』

三上智恵監督/2013年/91分/琉球朝日放送
日本にあるアメリカ軍基地、専用施設の74%が密集する沖縄。5年前、新型輸送機「オスプレイ」着陸帯建設に反対し座り込んだ東村、高江の住民を国は「通行妨害」で訴えた。2012年9月29日、オスプレイ強行配備前夜、台風17号の暴風雨の中、人々はアメリカ軍普天間基地ゲートに座り込み、22時間にわたってこれを完全封鎖した。全国ニュースからほぼ黙殺された前代未聞の出来事の一部始終を地元テレビ局、琉球朝日放送の報道クルーたちが記録していた。

『ザ・思いやり』

リラン・バクレー監督/2015年/88分/ザ・思いやり企画
日本の経済が困難な状況の中、日本人はなぜここまでアメリカ軍を思いやらなければならないのでしょうか? 「思いやり予算」は日本人が自ら働いて支払っている税金からアメリカ軍に34年間で6兆円、年間、米兵ひとりあたり1300万円と膨大な額がアメリカ軍人のぜいたくな生活を支援するために使われている。米軍への「思いやり予算」の不条理さと矛盾を提示し、さまざまな視点から日本国民に問いを投げかけていく。

『憲法を武器として』

(稲塚秀孝監督/2017年/110分/タキオンジャパン)
恵庭事件は1962年、北海道恵庭町自衛隊島松演習場近くで酪農を営む野崎牧場の兄弟が自衛隊の通信線を切断したことに始まる。それは長年、戦闘機や大砲の騒音被害を受け、牛の乳量が落ち、家庭の健康が損なわれ、約束が守られなかったことから、やむにやまれぬ実力行使だった。映画は事件と裁判の経過がどのようなものであったか、再現によって描き、今、自衛隊と日本国憲法を問う。

『沖縄 うりずんの雨(改訂版)』

ジャン・ユンカーマン監督/2017年/148分/シグロ
太平洋戦争で多大な犠牲を払い、戦後70年を経た現在も平和を求めて不屈の戦いを続ける沖縄の人々にスポットを当てたドキュメンタリー。戦場で向き合った元アメリカ兵と元日本兵、沖縄住民の証言を中心に、アメリカの国立公文書館に残る資料映像を交え、4人に1人の住民が命を落とした沖縄戦の真実に迫る。

『ドローンの眼 琉球弧の軍事基地』

(影山あさ子監督/2019年/68分/森の映画社)
第一部「改正ドローン規制法と辺野古」。2018年から、ドローンを使って辺野古新基地建設現場で工事の監視を続けてきた。そこで明らかになった防衛局の工事の違法と不正を土木技術者の奥間政則さんの解説とともに伝える。2019年6月13日に施行された「改正ドローン規制法」は国民の知る権利を侵害する現代の「要塞地帯法」。第二部「ドローンで見る沖縄の基地」。琉球弧の島々で建設がすすむ自衛隊基地。沖縄県民が同居を強いられてきた沖縄島の巨大な基地群を改正ドローン規制法による飛行禁止区域指定の前に全力で撮影した。

『矢白別物語 北の大地からのメッセージ』

(山本洋子監督/2020年/88分/独立プロ名画保存会)
矢白別は北海道、知床・阿寒連峰から根室・釧路まで広がる根釧原野の一角にある酪農地帯。この原野のほぼ中央、別海、厚岸、浜中の三町にまたがって、総面積1万7千ヘクタールにわたる日本一大きい陸上自衛隊矢白別演習場がある。1962年、政府によってこの地に演習場を設置することが決定されたあと、立退きを断固拒否、先住開拓民としてど真ん中に根をおろし、存在することで反戦・平和を訴え続けた地主たちがいた。

『戦車闘争』

(辻豊史監督/2020年/104分/マーメイドフィルム)
ベトナム戦争終盤の1972年に神奈川県米軍施設付近で発生した市民による反戦運動「戦車闘争」を題材にしたドキュメンタリー。1972年、米軍はベトナムで破損した戦車を神奈川県相模原市の米陸軍相模総合補給廠で修理し、再び戦場へ送るため横浜の港湾施設へ輸送していた。その事実を憤った市民が施設付近に結集し、戦車の輸送を阻止。この事件をきっかけに、およそ100日間におよぶ抗議活動が始まった。

『日本原 牛と人の大地』

(黒部俊介監督/2022年/110分/黒べこ企画室)
岡山県北部の山間の町、奈義町。人口6,000人のこの町に陸上自衛隊「日本原演習場」がある。日露戦争後に旧陸軍が村々を強制買収して設置、占領軍に接収されたのち自衛隊に引き継がれ、今日に至る。奈義町は自衛隊との「共存共栄」を謳ってきた。日本原では昔から地元住民が山に入って土地を共同利用する「入会」が行なわれ、演習場内の耕作権などが防衛省から認められている。

『沖縄と本土 一緒に闘う』

湯本雅幸監督/2020年/50分
南西諸島で急速に進められている自衛隊の基地建設。2019年には沖縄県宮古島、鹿児島県奄美大島で同時に陸上自衛隊ミサイル基地が開所。基地のない石垣島でもミサイル基地建設が始まった。工事開始時期は、カムリワシの営巣時期、それでも防衛省は工事に踏み切った。沖縄では、声をあげ続ける沖縄県民の多くが、米軍基地の拡張を望んでいない。その声は一方向的に無視され続けてきた。であれば、これからどうやって住民は生きて行けばいいのか。その難問に答えを出すかのように動き始めたのが「辺野古」県民投票運動である。



第72回「憲法を考える映画の会」は、2023年10月21日、文京区民センターで参加者54人でした。

当日は、日本が戦争への道を歩んでいった昭和初期数多くの反戦川柳を詠んで29歳の生涯を戦争と闘いぬいた鶴彬を描いた『鶴彬 こころの軌跡』（90分）を上映しました。

同じような戦争への道を進んでいるのではないかと、活発な意見を出し合うことができました。

●観ることができて、よかったです。ありがとうございました。
「あたりまえではなくなったあたりまえ」(N.K.)

●声をあげること — 川柳という形で作ったことみごとでした。
盛岡に顕彰の碑があるとのこと。
今度いつてみます。(H.N.)

●見逃していたので、今回観れてよかった。
神山監督の演出が良い。(K.N.)

●感動しました。
友人に伝えます。(Y.O.)

●私はリアモーターカーは絶対もうやめてほしいので参加しました。自民党のみにくさを、森功さんの講演でお聴きしました。その時、鶴彬あきらさんの映画のピラを頂きました。私は映画は60分弱のしかあまり観に行くことが全くなかったので、直感的にこの映画どうしても見てみたいと思ったのが、びっくりでした。
で、とても、観て、よかったですと思います！
私の友達で、何一つお金に困っていない、裕福な、まさに資本財力で生活しつづけている主婦業の方がNHKBSで戦争の事（番組があるのよ！）BS=NHKはいい番組もあるのよとか豪語するんですね。私はTVや映画あんまり苦手ですので、（TVもありませんしラジオも嫌です。）このような女性も、つきあって私はなんでも知識で知った顔してるセレブの方オカシイと疑問ですね。鶴彬さんや石川啄木、多喜二さん、このような方々のいたみとともに居れるように私には生きてください。
お金に困っていない家父長制の未だに続いている社会で安全安心な住宅の中でソファに座って大型TVでBSとかみている（傍観的ですね）世界は、私にとり幻想的、非常識に見えてくるんです。（無記名）

【参加票に寄せられた感想など】

●毎回の上映作品はとても興味深く（すでに観たものもあつたり — 会場が文京区とちょっと遠く、また暑さで体調崩したりで参加できないことも多かったのですが）、今回はずっと以前見逃していた作品でぜひ観たいとおもいました。

「手と足をもいだ丸太にしてかえし」を識ったときにうけた衝撃、なんという表現、リアルさ、反骨!! どのような生涯、生き方だったのか一端を伺うことができました。鶴彬とか、山宣とかもっと広く知られてよい人物ですよ。そしてことばの力=平和を紡ぐ、をもっと発揮したいものだと思います。

みなさんたくさん感想出し合ってよかったです。最近のトピックは埼玉県「子育て条例」のあまりのひどさ!!が、一たび人々に知られるとすぐさま撤回せざるをえなかった!!こともすごくよかった。今後も油断はできないけれど。(Y.G.)

●2022年にやった「教育と愛国」を見れなかったもので、もう一度お願いしたい。
鶴彬、知りませんでした。大変面白かったです。(T.Y.)

●いつも感動する映画をみせていただき、とても感謝します。
ウクライナ・中東での争い痛い限りです。
どうか皆が、映画にて、戦争の悲惨を知ること願ってます。
日本人も今の国の状況、本当の事を気づいて欲しい。そしてもっと声をあげて戦いを失くすことを…(M.N.)

●いい映画でした。映像の力は強いですね。鶴彬の作品で戦地の兵士をうたったような感じのものが臨場感があり、どうしてここまでえがけるのか? と思いました。ありがとうございました。(N.N.)

●最近「プロデュースされた被爆者たち」を出した柴田優呼氏（明治学院大）が日本の原爆映画が、核をごまかすアメリカと同じ事をしてると批判している。アメリカ映画のヒット作「オッペンハイマー」で現在も起きている、海外で最も有名な原爆映画「ヒロシマ・モナムール」への批判である。モナムール上映し柴田氏に解説してもらってはどうか? 新発田市は最近ジャニーズ問題で注目を集めた人だがポストがなく時間的余裕はあると思われる。(K.U.)

映画『鶴彬 こころの軌跡』の案内

「鶴彬 こころの軌跡」DVD販売の案内
販売価格2,000円（税込）
発売・販売元：鶴彬を顕彰する会

映画「鶴彬 こころの軌跡」の上映運動が全国展開され、90会場を超える劇場・施設で「平和のために命を懸けた詩人の魂」に触れていただきました。

このたびのDVD発売により、上映会が行われなかった地域の方にも見て戴けることとなりました。まだご覧になっていない方はもちろん、すでに上映会に足を運ばれた方も、折に触れて何度でも「鶴彬精神」に接していただきたく存じます。

「鶴彬 こころの軌跡」DVDをご希望の方は、下記口座へDVD代金 2,000円 を振り込み、「鶴彬を顕彰する会」（TEL・FAX：076-281-1201/小山）まで、申込書をFAX、または郵送下さい。

郵便振替口座 00740-5-75480

加入者名 鶴彬を顕彰する会

振込手数料はご負担下さい。通信欄に注文内容とお届け先を明記して下さい。振込が確認出来次第、DVDを発送いたします。

ホームページ：鶴彬を顕彰する会

<https://tsuruakira.jp/2016/06/19/dvd/>

第74回 憲法を考える映画の会

第73回 憲法を考える映画の会は2024年2月3日、下記のような予定で行います。

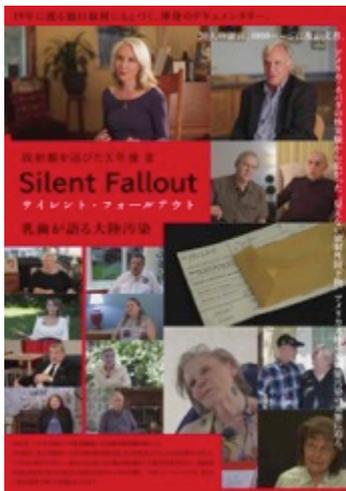
と き：2024年2月3日(土) 1:30~4:30

ところ：文京区民センター3A会議室(地下鉄春日駅2分)

映 画：『放射線を浴びたx年後Ⅲ サイレント・フォールアウト』(2023年制作/81分/伊東英朗監督作品/ドキュメンタリー)

1951年からアメリカ国内(ネバダ核実験場)で始まった核実験は、928回に及んだ。そのうち、100回が大気圏内核実験だった。大気中で行われた核実験によって生れた膨大な量の放射性物質は、風でアメリカ各地に運ばれ、雨や雪とともに落ち、地上を汚染し続けた。アメリカ原子力委員会は、調査の結果、ストロンチウム90が全米の牛乳を強く汚染していることを把握していたが、国民に知らされることはなかった。ところが、1950年代なかばから、大陸が放射能汚染していることを国民は徐々に知ることとなり、特に、放射能汚染の影響が強いとされるセントルイスで女性を中心とした大きな動きが生まれる。それが「乳歯調査」と呼ばれる活動だった。

子どもたちは、被曝しているのか? カルシウムに似た性質をもつストロンチウム90は、骨や歯に留まる。そのため、抜けた乳歯を検査すれば、子どもが被曝しているかどうかを証明できる。最終的に集まった乳歯は、32万本。分析の結果、子どもたちの被曝が裏付けられた。はたして、乳歯調査の結果は? 世界の未来を変えたのか?



第6回 むのたけじ反戦塾

と き：2024年1月20日(土)
13時30分~16時30分(13時開場)

ところ：文京区民センター3C会議室

2022年12月から始めた学習会(むのたけじ反戦塾)も6回目になります。むのさんの著書「希望は絶望のど真ん中に」などを1章ずつ読み、またむのさん自身がお話をされている映像を見ながら、「戦争はいらぬ 戦争をやらぬ世へ」するためにどうしたら良いか、ひとりひとりが思うことを出し合い、方法を考え、意識を深めています。

2~3ヶ月に1度のペースで、少人数で話合います。

* 問合せ先：090-4599-5314 武野

〒338-0006 さいたま市中央区八王子4-7-10-201

E-mail:dmuno@jcom.home.ne.jp

現代アート「第9回 花とみどり・いのちと心展」

と き：2023年12月23日(土)
~2024年1月27日(土)

ところ：国営昭和記念公園

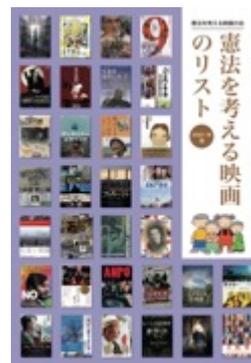
〈花みどり文化センター〉

JR立川駅北口より徒歩10分、第10回目になる現代アート「花とみどり・いのちと心展」です。

この展覧会は、「現代社会における自然と生命の尊厳を問う」という趣旨で、現代造形作家フォーラムが主催します。入場無料。



憲法を考える映画のリスト 2024年版 ?



「憲法を考える映画のリスト 2024年版」を来年4月29日の「憲法映画祭2024」をめざして新しい作品を集め編集しているところです。できるだけ多くの方が自主上映会をできるような手の届く作品を選んでいきます。新作、あるいは新作でなくても「これは『憲法を考える』よい映画だ」と思う作品がありましたら是非教えてください。

憲法映画祭2024

毎年、5月の憲法記念日を前に、憲法を考える映画の会では「憲法映画祭」を催してきましたが、来年の会場が決まりました。2019年から続いている武蔵野公会堂です。

と き：2024年4月29日(休・月) 午前~夜

ところ：武蔵野公会堂ホール(吉祥寺駅南口2分)

憲法映画祭も、今回で8回目。今年は1日だけの開催です。改憲の動きはあまり取りあげられていませんが、実質ほとんど準備がすすめられています。

そうした改憲の動きを見据え、改憲させない動きに役立つようなプログラムを作っていきたいと思っています。

ご意見や映画の紹介などお寄せ下さい。

今年中にはプログラムを作っていきたいと思っています。

上映会・催し案内

12月26日(火) 18時半~ 映画『ぼくたちは見た ガザ・サム二家の子どもたち』ゲスト：原子栄一郎さん(シャトー小金井=武蔵小金井駅南口)

12月27日(水) 14時半~ 18時半~ 映画『ぼくたちは見た ガザ・サム二家の子どもたち』+ティーブレイク(武蔵公会堂第4会議室=吉祥寺駅南口)